

# 地域活性化支援事業

## 1 事業の概要

世代間交流・地域間交流などを通じて地域コミュニティを再生・発展させる取組や、まちなか居住者を増やすために地域に生業を興す取組に要する経費を支援

### (1) 対象事業例

- ア 地域の伝統文化等の伝承、再生により地域の宝を掘り起こし、誇れる故郷を創造する取組
- イ 地域の美化活動、環境保全活動等を通じて住み続けたい心を醸成する取組
- ウ まちむら交流等により地域を活性化する取組 等

### (2) 実施主体 市、個人事業者、企業、組合、自治会、NPO、その他住民団体 等

- ### (3) 対象経費
- ・地域の活性化に資する事業や行事等の開催に係る経費
  - ・集落や地域に新たな財産を築くための、空き家や古民家などの改修等に係る経費（交流施設整備、伝習施設の整備等）
  - ・集会所（市町所有の公民館等を除く）のバリアフリー化
  - ・ハード整備と一体的に整備する備品購入等に係る経費 等

### (4) 補助率

ソフト：県：1／2（直接補助）  
又は 県1／2、市町任意（間接補助）

ハード：県1／3、市町1／6（間接補助）

- ### (5) 限度額
- ソフト：1,000千円  
ハード：3,000千円

## 2 事業のポイント

- ・ ソフト事業のみの場合、県直接補助と市町への間接補助のいずれかを選択できる。
- ・ ハード事業と同時に実施するソフト事業（50万円未満の機器導入を含む。）はハード事業に含める。

（執行）元気づくり総本部東部振興課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局